

事前にご予約された日付をご記入ください。

様式第1号（第4条関係）

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）和光市長

私たちは、和光市パートナーシップ及びファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、次のとおり届出を行います。なお、この届出に必要な範囲で、市長が私たちの公簿等の確認をすることに同意します。

1 届出内容（希望する届出内容にレを入れてください。）

- パートナーシップの届出
- ファミリーシップの届出

2 届出者等の情報（氏名等を記載してください。）

届出者及びファミリーシップ対象者の欄は、自署にてご記入ください。自署することが難しい場合はご相談ください。

	届出者	
フリガナ 氏名 (通称) ※1	ワコウ 〇〇 和光 〇〇 ()	ヒロサワ 〇〇 広沢 〇〇 ()
生年月日	19〇〇年 〇〇月 〇〇日	20〇〇年 〇〇月 〇〇日
住 所	和光市広沢〇丁目〇番〇号 建物名 〇〇〇号室	和光市広沢〇丁目〇番〇号 建物名 〇〇〇号室
電話番号	×××-××××-××××	×××-××××-××××

	ファミリーシップ対象者 ※2	
フリガナ 氏名 (通称) ※1	ワコウ 〇〇 和光 〇〇 ()	()
生年月日	20〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
住 所	和光市広沢〇丁目〇番〇号 建物名 〇〇〇号室	

※1 通称は、使用を希望する方のみ記入してください。なお、通称の使用を希望する場合は、当該当該通称を社会生活上使用していることが客観的に明らかであると確認できる資料の提出をお願いします。

※2 ファミリーシップ対象者がいる場合には、記載することができます。

3 確認事項等（次に掲げる事項について 必ずお二人で確認してください。）

確認事項		
（内容を確認いただけた場合は「レ」を付してください。）		
関係性	パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成する者であること。 (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人であって、当該二人のうち一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないものである二人の関係をいう。 (2) ファミリーシップ パートナーシップを形成する二人のうち一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）その他市長が認める者が家族として協力し合う関係をいう。	☒
年齢要件	パートナーシップを形成する二人が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。	☒
住所等要件	届出をする日において、パートナーシップを形成する二人が市内に住所を有していること（届出日後3月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。	☒
近親者等の確認	パートナーシップを形成する二人が互いに近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。	☒
配偶者等の有無	パートナーシップを形成する二人にその他の配偶者（婚姻を届け出ているが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと又はその他のパートナーシップの届出若しくはそれに類するものをした状態がないこと。	☒
この制度は、法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知すること。		☒

遵守事項		
（内容をご理解いただけた場合は「レ」を付してください。）		
証明書等の再交付	破損、紛失等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書を提出すること。また、受理証明書等の再交付を受けた後において、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した受理証明書等を市長へ返還すること。	☒
届出内容の変更	届出内容に変更があったときは、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届を提出すること。	☒
証明書等の返還	パートナーシップの解消、死亡、届出者の一方が受理証明書等の返還を希望、または届出要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）は、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、返還すること。	☒
証明書等の無効	パートナーシップ、ファミリーシップを形成する意思がないとき、届出書等の内容に虚偽があったとき、届出の対象者の規定に反するとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）、届出者が転入を予定している者の場合定められている期限までに内容変更届を提出しないとき、及びその他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合で、市長が受理証明書等を無効としたときは、当該受理証明書等を返還しなければならないこと。	☒

必ずお二人でご確認のうえ、□に✓をしてください